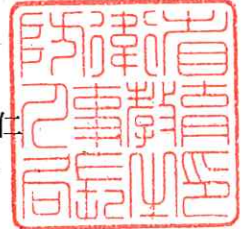


覚 書

令和5年3月31日

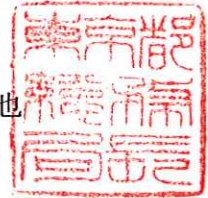
防衛省人事教育局長

町 田 一 仁



東京都総務局長

野 間 達 也



防衛省と東京都は、防衛省が陸上自衛官を出向させ、東京都が総務局総合防災部防災管理課主任（国民保護担当）として割愛採用するに当たり、その職務、身分等に関して、下記のとおり了解する。

なお、本覚書により難い場合は、防衛省と東京都の間で必要な協議を行うものとする。

記

1 防衛省出身の主任（国民保護担当）の職務は、主として、以下の事項に関することとする。

- (1) 緊急一時避難施設の指定に関する事務
- (2) 国民保護計画に関する事務
- (3) 国民保護訓練及び弾道ミサイル避難訓練に関する事務
- (4) 関係機関（防衛省）との連絡調整
- (5) その他国民保護担当が所管する事務

2 防衛省出身の主任（国民保護担当）は、自衛官の身分を兼ね備えるものとし、自衛官の階級を呼称し、その制服等を着用することができる。

3 防衛省出身の主任（国民保護担当）の任用期間は、概ね3年を基準とする。なお、具体的な防衛省への復職時期については、防衛省と東京都の間で適切な時期に協議を行うこととする。

4 東京都は、防衛省出身の主任（国民保護担当）の処遇に関して、都職員として勤務することにより不利益を生じないよう十分配慮するものとする。

5 東京都は、防衛省出身の主任（国民保護担当）の勤務状況を防衛省に毎年度通報する。